

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016～2021年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	806	423	14	10
2017年度	1,090	625	16	15
2018年度	979	541	24	35
2019年度	676	378	14	27
2020年度	569	329	17	9
2021年度	481	353	11	42

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	795	710	89.3%
2017年度	1,058	952	90.0%
2018年度	935	856	91.6%
2019年度	653	570	87.3%
2020年度	540	497	92.0%
2021年度	445	392	88.1%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注 6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性はある。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2022年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2022年度	454	227	7	7
2022年4月～6月	135	64	2	3
2022年7月～9月	119	74	4	2
2022年10月～12月	94	42	0	0
2023年1月～3月	106	47	1	2
2023年度	416	246	13	23
2023年4月～6月	90	68	5	6
2023年7月～9月	127	73	4	2
2023年10月～12月	109	47	1	1
2024年1月～3月	90	58	3	14
2024年度	451	276	11	15
2024年4月～6月	118	65	3	7
2024年7月～9月	125	71	3	5
2024年10月～12月	109	69	2	2
2025年1月～3月	99	70	3	1
2025年度	491	258	6	5
2025年4月～6月	172	98	2	1
2025年7月～9月	199	96	3	4
2025年10月～12月	120	65	1	0
2026年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2022年度	414	349	84.3%
2022年4月～6月	124	101	81.5%
2022年7月～9月	110	89	80.9%
2022年10月～12月	82	67	81.7%
2023年1月～3月	98	92	93.9%
2023年度	386	329	85.2%
2023年4月～6月	85	73	85.9%
2023年7月～9月	118	95	80.5%
2023年10月～12月	101	91	90.1%
2024年1月～3月	82	70	85.4%
2024年度	400	319	79.8%
2024年4月～6月	106	82	77.4%
2024年7月～9月	114	93	81.6%
2024年10月～12月	99	79	79.8%
2025年1月～3月	81	65	80.2%
2025年度	348	306	87.9%
2025年4月～6月	135	112	83.0%
2025年7月～9月	166	152	91.6%
2025年10月～12月	47	42	89.4%
2026年1月～3月			

(注1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

(注6) 金融機関が各期に発生した被害を調査し対応方針を決定するまでには一定の時間を要するため、「対応方針決定済件数」、「補償件数」および「補償率」は修正の可能性がある。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

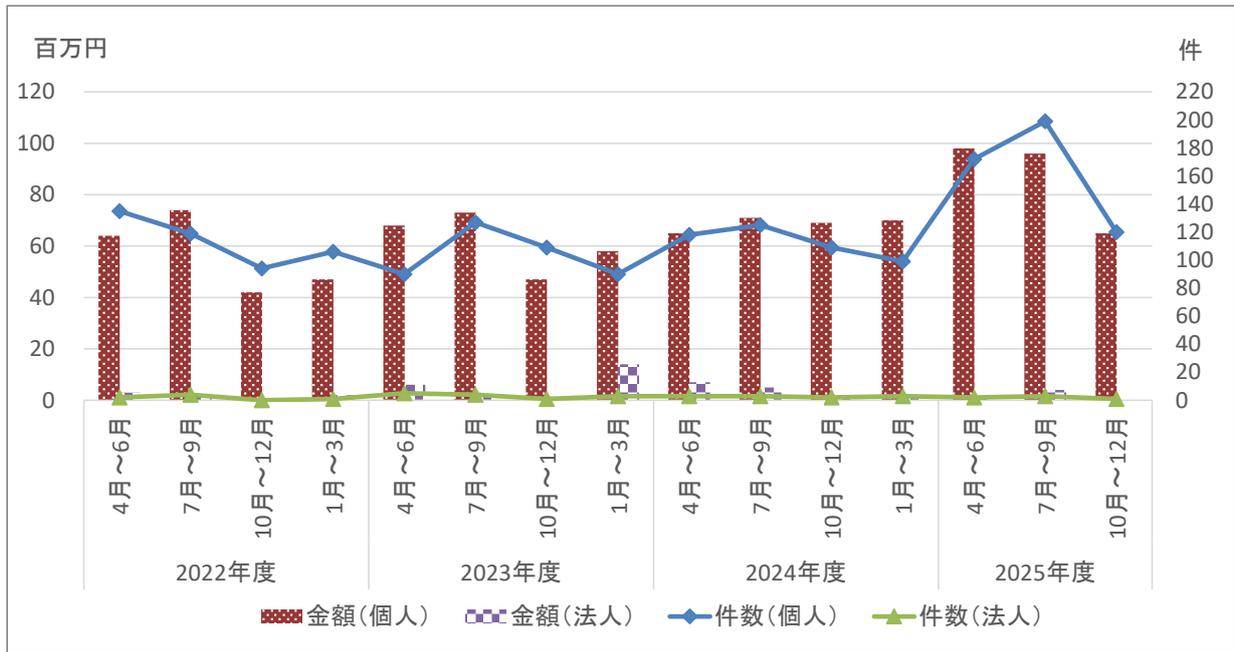
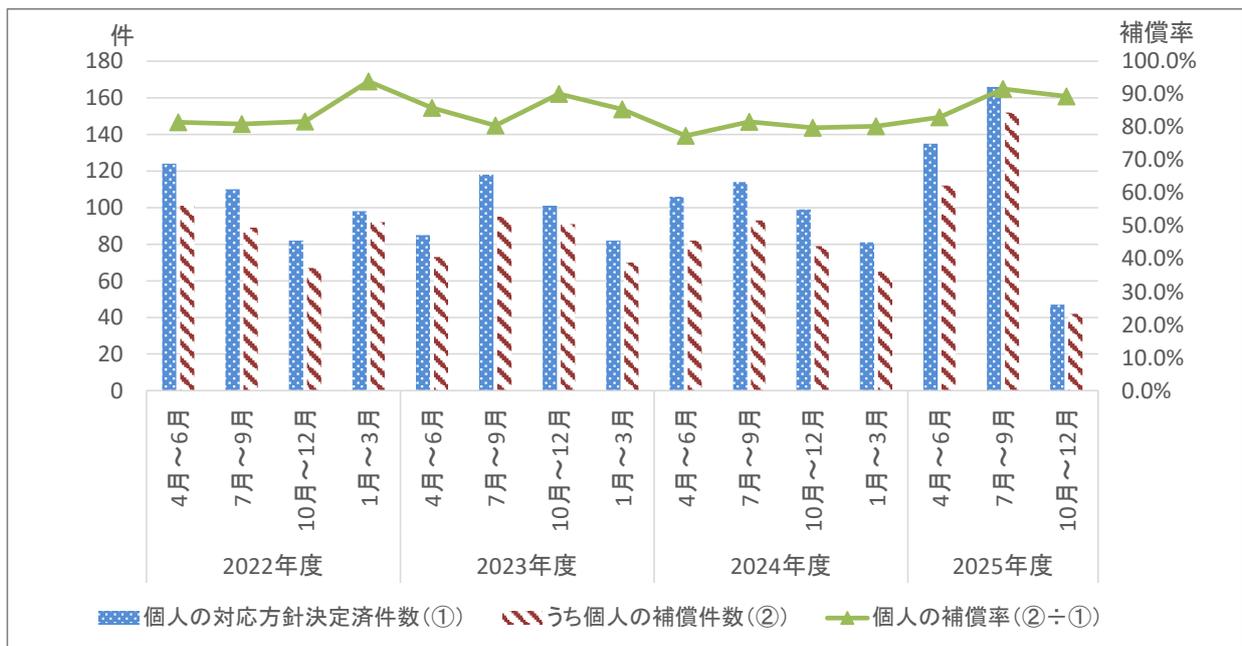


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上